

入間市地域活動傷害見舞金について

◆ 目 的

地域活動中に負傷または死亡した方に対し、見舞金を支給することにより、地域活動の振興を図ることを目的とするものです。

◆ 支給範囲

以下のいずれかに該当する活動（公務による場合は除く。）に従事し、傷害を受けた方又はその遺族に対して支給されます。

- (1) 市の依頼に基づき、区、自治会又は衛生自治会が行う公共活動
- (2) 市の依頼に基づく市民清掃デーによる清掃活動
- (3) 市、自主防災会等が計画した防災訓練活動
- (4) 災害活動
- (5) 市又は入間市社会福祉協議会が依頼した業務
- (6) 以上のほか、これに準ずる活動と市長が認めたもの

◆ 見舞金額

等級	傷 害 の 程 度	金 額
1	死亡した場合	1,000,000 円
2	1 年以上の治療を要する負傷を受けた場合	300,000 円
3	6 箇月以上 1 年未満の治療を要する負傷を受けた場合	100,000 円
4	3 箇月以上 6 箇月未満の治療を要する負傷を受けた場合	50,000 円
5	1 箇月以上 3 箇月未満の治療を要する負傷を受けた場合	30,000 円
6	1 週間以上 1 箇月未満の治療を要する負傷を受けた場合	20,000 円

◆ 届 出

見舞金の支給を受けようとするときは、本人又は同居の親族が所定の届出書に医師の診断書（死亡した場合は、死亡診断書又は検案書）又はその写しを添えて、傷害を受けた日から 30 日以内に市長（地域振興課自治振興担当）に届け出てください。